

安全情報（4）

報告・連絡・相談

※ 幾度も聞いてきた「ほうれんそう」ですが、災害防止・再発防止にも重要です。

「昼までに報告しろと言ったではないか！」「明日の昼までだと思っていました」

「昨日の夕方の打合わせでかかり木があると言ったのに」「昨日休んでいたの聞いていませんでした」

など普段よくある連絡の行き違いですが、それが重大な労働災害につながる場合があります。

今回は、過去の災害報告から、「連絡していたら、注意していれば、伝わっていれば、聞こえていれば」防げた事例を紹介し、検証します。なお、事例1～3は複数の原因で発生しており、他にも注意すべき点がありますが、特に報告・連絡等に注目して紹介します。

また、当然ですが、研修生の一人作業は厳禁です。

事例1 ―別々に作業を行っており、墜落したことに気づかない

（墜落）令和3年9月発生FW1年 令和3年安全情報

作業内容：森林調査

13時45分頃から現地に入り2名がそれぞれ分かれて選木作業をしていたが、16時頃になっても集合場所に帰ってこないことから探したところ、崖の下で倒れていた。

互いに声を上げれば届く範囲であったため、無線機を携帯させず、定時連絡も設定していなかった。

休憩時も連絡していないことからいつ事故が発生したか不明。



（必要であった対策）

森林調査を実施しており、機械の音もないことから定時の安否確認が必要であった。

また、疲労による危険を避けるため、休憩の時間の間隔を決めておくことが必要であった。

事例2 ―かかり木があることを知らずかかり木の下敷きとなった

(かかり木) 令和2年10月発生FW3 令和2年安全情報

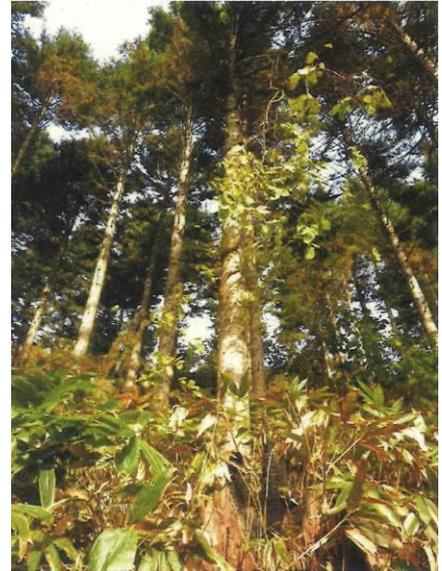
作業内容：間伐

昼の休憩時間に土場に戻らないため捜索したところ、FWが伐倒木の横で倒れていた。

災害の前日にかかり木が発生し作業者がピンクテープを幹に巻き、作業を終了したが、現場責任者へかかり木がある旨の報告は行われていなかった。

当日の始業前ミーティングでは、FWにかかり木の情報共有・注意喚起がなかった。

災害日はFWが伐倒した木の枝払いを行っていたところ、前日に発生したかかり木がはずれ、FWの頭部に激突したものと推定される。



(必要であった対策)

かかり木を速やかに処理できないときは、安衛則第478号の立入禁止措置を講じたうえで、現場責任者へ報告し、終了時ミーティング等でかかり木発生を連絡するべきであった。

朝のミーティング等でかかり木があることを作業者全員に周知するべきであった。

また、事故発生の発見が遅れたことから、チェーンソーの音や呼子の合図、休憩時間の連絡などで逐次状況確認する必要があったといえる。

事例3 ―伐倒作業中に危険区域内に入り込んだ

(かかり木) 令和3年1月発生FW1 令和2年安全情報

作業内容：間伐

2名で作業。かかり木を処理するためにFWに退避場所へ移動を指示し、重機による作業を計画。

かかり木を倒したところ、作業の危険区域内にFWが移動しており、かかり木の先端が頭部に激突。また、作業員はFWが危険区域内に入り込んでいたことに気づかなかった。

(必要であった対策)

FWに伐倒の危険区域を周知させる。また、退避個所の目的を知らせるべきであった。

重機作業に関わらず伐倒時は笛等で危険を知らせ、FWの退避確認を確実に行うべきであった。



リスクアセスメント、始業前ミーティング、終業時の点検など、お互いが確認し共通認識を持つ場は多いと思います。しかし、作業中においては隣の作業者が見えない、沢・風などで音が聞こえないなど、連絡が届かないことがよくあります。

「伝える—聴き取る—確認する」がお互い必要です。

災害報告を見ても「連絡があれば、聞き取られていれば」など思われる事故があります。現場作業ではコミュニケーションが習慣となるようお願いします。

※ 広義では「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」「リスクアセスメント」も連絡等の一部ですが、今回は互いの連絡を視点としました。